

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年1月31日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート  
・アンド・インベストメント・バンク  
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット  
・ディビジョン  
(Managing Director Global Market Division)  
ベンジャミン・ランベール  
(Benjamin LAMBERG)

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052  
レ・ゼタジュニ広場 12番地  
(12, place des Etats-Unis CS 70052  
92547 Montrouge Cedex  
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福 田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈  
弁護士 田 村 将 人

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1453  
03-6775-1552

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成30年8月24日
効力発生日	平成30年9月3日
有効期限	令和2年9月2日
発行登録番号	30 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	344,551,809,049円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しない。

【提出理由】 クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月2日満期 円建 期限前償還条項付2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動デジタル・クーポン社債（ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型）の売出しに関して令和2年1月31日付で提出した訂正発行登録書につき、証券情報の記載事項を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

### 第一部 【証券情報】

<クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月2日満期 円建 期限前償還条項付2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動デジタル・クーポン社債（ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型）に関する情報>

### 第2 【売出要項】

#### 社債の概要

##### 15 指数リンク債に関する特別規定

##### (3) 参照指数の調整

##### (b) 参照指数の計算の修正および中止ならびに管理機関/ベンチマーク事由

#### <訂正前>

( )ある判定日以前において、関連するインデックス・スポンサーが、関連する参照指数を計算するための計算式もしくは計算方法の著しい変更もしくはその他の方法で当該参照指数を著しく修正し（構成銘柄および資本ならびにその他通常業務に関する事項の変更が生じた場合において当該参照指数を維持するための計算式または計算方法の修正を除く。）（以下「参照指数修正」という。）もしくは、関連する参照指数が永久的に廃止され承継参照指数も存在しない場合（以下「参照指数廃止」という。）、( )いずれかの判定日において、インデックス・スポンサーが関連する参照指数を計算および公表しない場合（以下「参照指数障害」という。）、または、( )いずれかの判定日までに、管理機関/ベンチマーク事由が発生した場合（参照指数修正、参照指数廃止および日経平均株価障害とあわせて、それぞれを、以下「参照指数調整事由」という。）、計算代理人は、以下のいずれかを行うことができる。

（後 略）

#### <訂正後>

( )ある判定日以前において、関連するインデックス・スポンサーが、関連する参照指数を計算するための計算式もしくは計算方法の著しい変更もしくはその他の方法で当該参照指数を著しく修正し（構成銘柄および資本ならびにその他通常業務に関する事項の変更が生じた場合において当該参照指数を維持するための計算式または計算方法の修正を除く。）（以下「参照指数修正」という。）もしくは、関連する参照指数が永久的に廃止され承継参照指数も存在しない場合（以下「参照指数廃止」という。）、( )いずれかの判定日において、インデックス・スポンサーが関連する参照指数を計算および公表しない場合（以下「参照指数障害」という。）、または、( )いずれかの判定日までに、管理機関/ベンチマーク事由が発生した場合（参照指数修正、参照指数廃止および

び参照指数障害とあわせて、それぞれを、以下「参照指数調整事由」という。)、計算代理人は、以下のいずれかを行うことができる。

(後 略)